# 令和4年度 阪神国際港湾株式会社 事業概要

港湾局

## 目 次

			頁
I	設	'立趣旨	1
		_	
Π	概	· <del>g</del>	
	1	社名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	2	本社所在地 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	3	設立年月日 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	4	資本金及び資本準備金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5	株主 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	6	機構 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	7	社員数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	8	役員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
Ш	定	款	5
IV	令	和3年度事業報告	
	1	事業実績の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	2	投資の状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
	3	損益計算書 • 貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
	( 💈	参考)損益明細書······	20
٧	令	和4年度事業計画	
	1	事業計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	2	事業計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
	3	予定損益計算書・予定貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	(耋	s考)予定損益明細書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31
VI	主	要事業の推移(令和元年~令和3年)	
	1	阪神港コンテナ個数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	2	阪神港取扱貨物量 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
	3	阪神港内航フェリー埠頭利用実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	(参	s考)財務状況推移 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
	(老	s者)埠頭位置図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36

### I 設立趣旨

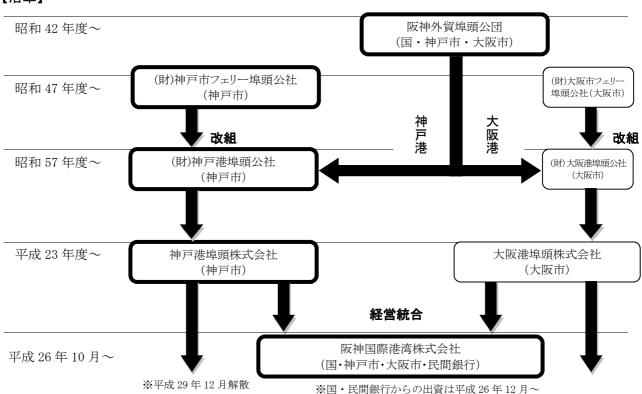
当会社は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、阪神港の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社として業務を開始した。

その後、同年 11 月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年 12 月には 国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となった。

アジア諸港との港湾間競争の激化、さらにはメガキャリアによるコンテナ船の大型化や 共同配船等による国際基幹航路の再編など取り巻く環境が急速に変化する中、阪神港が今 後も日本のハブポートとしてその役割を最大限発揮していくことこそが、西日本経済の発 展、ひいては国民生活の向上には不可欠である。

そのために、当会社は、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を通じて、阪神港の物流機能の強化に努めるとともに、国や港湾管理者、阪神港に関わる物流事業者の 方々との連携のもと、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを効果的に展開していく。

#### 【沿革】



( )内は出資(出捐)者

### Ⅱ 概 要

#### 1 社 名

阪神国際港湾株式会社

(英文) Kobe-Osaka International Port Corporation

#### 2 本社所在地

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

### 3 設立年月日

平成 26 年 10 月 1 日

### 4 資本金及び資本準備金

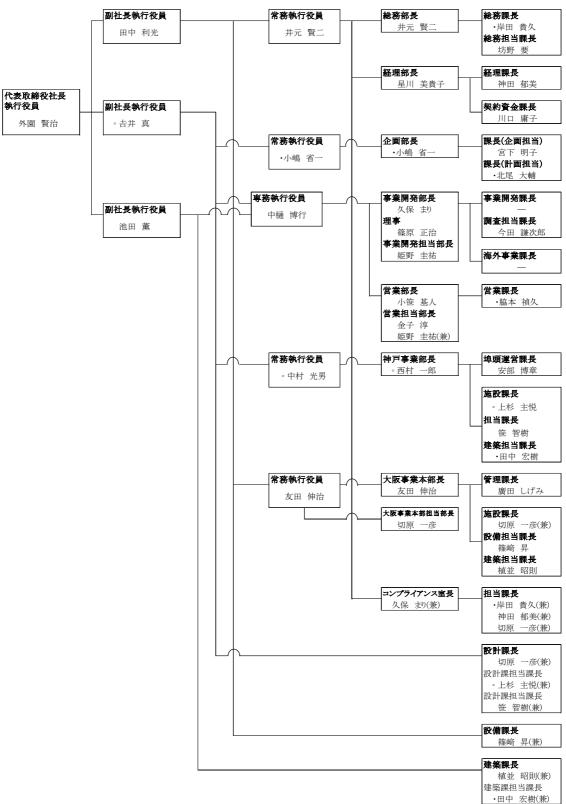
資本金 7億3,000万円 資本準備金 7億3,000万円

#### 5 株主

財務大臣	10,000 株
神戸市	9,000 株
大阪市	9,000 株
株式会社三井住友銀行	800 株
株式会社みずほ銀行	200 株
株式会社三菱 UFJ 銀行	200 株

#### 6 機 構

阪神国際港湾株式会社 組織図(令和4年7月1日現在)



<sup>・</sup>印は本市派遣職員を示す

<sup>・</sup>印は本市を退職した職員を示す

### 7 社員数

(令和4年7月1日現在)

部 名	課名	執行役員	部 長	課長	課長代理	係 長	係 員	合 計									
総 務 部	総務課		0	2 (1)	0	4	3	10 (1)									
経理部	経理課	1	1	1	0	1	4	7									
在 庄 市	契約資金課		1	1	0	1	1	3									
企 画 部		1 (1)	0	2 (1)	2 (2)	3	1	9 (4)									
事業開発部	事業開発課	1	3	1	0	0	2	7									
尹未用先司	海外事業課		1	3	0	0	0	0	0								
営 業 部	営業課		2	1 (1)	0	2	5	10 (1)									
神戸事業部	埠頭運営課	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	3	8
1年77 事 未 即	施設課	1	1	3 (1)	2 (1)	6 (1)	4	15 (3)									
大阪事業本部	管理課	1	1 1	1	1	3	5	12									
人似尹耒平部	施設課	1		2	2	7	2	13									
合	計	5 (1)	8	15 (4)	7 (3)	29 (1)	30	94 (9)									

注1.( )内は本市派遣職員数を内数で示す。

注2. 役員は含まない。

### 8 役 員

(令和4年7月1日現在)

	役 職		氏 名	備  考
代表	取締役	社長	外園賢治	
取 紹	6 役 副	社長	吉 井 真	
取 紹	帝 役 副	社長	田中利光	
取紹	帝 役 副	社長	池田薫	
取	締	役	長谷川憲孝	神戸市港湾局長
取	締	役	丸山順也	大阪港湾局長
取	締	役	原田浩起	日本郵船株式会社代表取締役·専務執行役員
取	締	役	黒田晃敏	一般社団法人日本港運協会理事長
取	締	役	須藤明彦	株式会社大森廻漕店代表取締役社長
監	査	役	森脇肇	
監	查	役	小林潔司	

### Ⅲ 定 款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、阪神国際港湾株式会社と称する。英文ではKobe-Osaka International Port Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を神戸市に置く。

(目的)

- 第3条 当会社は、次の事業を営む。
  - 1. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
  - 2. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設 の建設、賃貸及び管理運営
  - 3. コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
  - 4. 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
  - 5. 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
  - 6. 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
  - 7. 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
  - 8. 前各号の事業に附帯する事業
  - 9. 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - 1. 取締役会
  - 2. 監査役
  - 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

#### 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000,000 株とする。

#### (株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

#### (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

#### (相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当 該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

#### (基準日)

- 第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有 する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使す ることができる株主とする。
  - 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を 確定するために必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定 めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告する。

#### (株主割当てによる募集株式の発行)

第11条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会 社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事 項は、取締役会の決議により定める。

#### (株式取扱規則)

第12条 当会社の株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき 届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款の ほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

#### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

#### (株主総会の招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (株主総会の招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前(書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前)までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

#### (株主総会の決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を 行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。
  - 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに 提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備

え置く。

#### (株主総会の決議の省略)

第19条 当会社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案を した場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使する ことができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### 第4章 取締役

#### (取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

#### (取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。
  - 2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一と する。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を選定し、必要に応じて、 会長その他の役付取締役を定めることができる。
  - 3 社長は、当会社を代表する。
  - 4 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

#### (業務執行)

第24条 社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を 分掌する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役 が社長の職務を代行する。

#### (取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### (非業務執行取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役(以下「非業務執行取締役」という。)との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

#### (取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議により定める。

#### 第5章 取締役会

#### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他 の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集手続)

- 第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる。

#### (取締役会の決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることがで

きる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第31条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### (取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に 定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名 若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置 く。

#### (取締役会規則)

第33条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

#### 第6章 監査役

#### (監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、3名以内とする。

#### (監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過 半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

#### (監査役の任期)

- 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### (常勤監査役)

第37条 監査役は、監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な 過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができ る。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第41条 当会社の会計監査人は、2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権 の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

#### 第8章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第47条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、剰余 金の配当を行うことができる。
  - 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載 又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第48条 配当金がその支払提供の日から満3年を超過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
  - 2 前項の未払配当金には利息を付けない。

#### 第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条 当会社の設立時発行株式の数は 18,000 株、その発行価額は 1 株につき金5万円とする。

(最初の事業年度)

第2条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、当会社成立の日から 平成27年3月31日までとする。 (設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第3条 当会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

会計監查人新日本有限責任監査法人

#### (設立時代表取締役)

第4条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

上記定款は、大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号大阪港埠頭株式会社及び神戸市中央区 浜辺通五丁目 1 番 14 号 神戸港埠頭株式会社を共同新設分割して当会社を設立するにつき 作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

### Ⅳ 令和3年度事業報告

#### 1 事業実績の概要

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸、大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立した。港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコストの削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいる。また、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めている。

令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響による本船スケジュールの大幅な乱れやスペース不足等、国際物流の混乱が継続している中で、船社における船舶の追加投入等もあり、コンテナ取扱貨物量は大幅に減少した令和2年度と比較すると持ち直してきたものの、阪神港を取り巻く状況は、資源価格の上昇や世界的なインフレ進行に伴う経済への影響等、先行き不透明な状況が続いている。

このような中、西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流を 支え、サプライチェーン機能を確保することが、国際コンテナ戦略港湾としての役割を果 たし、かつ公的側面を担う当会社の使命であることから、阪神港としての国際物流機能確 保に向けた施策を適宜実施した。

#### (1) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

#### ア 集貨

集貨については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による国際物流の混乱が継続している中、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、外航及び内航コンテナ航路の維持、拡大を図るとともに、両港湾管理者と連携した集貨施策に引き続き取り組んだ。荷主、物流事業者に対しては、国際物流の混乱により、西日本発着の外航コンテナ船サービスにおけるスケジュールの大幅な乱れやスペース不足が顕著であったことから、集貨事業を活用して阪神港への利用転換を促進することで、サプライチェーンの安定化を図った。また、日韓フィーダーへの依存度が高い日本海側港湾の貨物について、敦賀港、舞鶴港、境港とを定曜日で結ぶ内航フィーダー航路が、当会社と港湾管理者が連携して実施したトライアル事業を契機として開設され、阪神港への集貨に寄与した。さらに、神戸港への集貨に取り組むアジア広域集貨プロジェクトチームの一員として、物流改善に向けた提案を募り、新たな海上輸送ルートの確立に向けた輸送トライアル等に取り組んだ。

ポートセールスについては、新型コロナウイルス感染拡大により営業活動自体が制限される状況が続いたが、オンラインを活用した面談による個別セールス等、引き続き効率的かつ効果的なアプローチ手法を模索しながら実施したほか、「阪神港セミナー」を、国及

び両港湾管理者と共同で、会場開催と WEB 配信を併用した方式にて開催した。

「阪神インランドコンテナデポ滋賀みなくち」の活用等によるコンテナラウンドユースの推進については、国際物流の混乱による海上輸送スケジュールの乱れ、本船スペースや空コンテナの不足による影響を受けたものの、環境意識の高まりによる関心を集めており、引き続き荷主のマッチング等の取り組みを積極的に進める。

(財源内訳) (単位:千円)

国(補助金)			計
161, 424	686, 207	690, 411	1, 538, 042

#### イ 創貨

創貨については、食の輸出促進を図るため「第5回"日本の食品"輸出 EXPO」に出展するとともに、食の輸出セミナー等を新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンラインで実施した。

国際物流の混乱による厳しい状況は続いているものの、神戸港を活用した果物の輸出 トライアルを実施するなど、今後も引き続き創貨の取り組みを推進する。

#### ウ 競争力強化

競争力強化については、ハード面では船舶の大型化に対応した高規格ガントリークレーンやヤードの整備を進めるとともに、災害に強いターミナルの整備を目的として港湾管理者からの受託事業で高潮対策工事を実施したほか、既存施設の計画的な更新を進めてきた。

神戸地区では、PC18 ターミナルにおいて荷役の効率化やターミナルの蔵置能力の 向上を図るため西側拡張事業を実施しており、ガントリークレーン2基やヤードの整備 を進め、ガントリークレーンについては令和4年3月に供用を開始した。

また、PC13-17 ターミナルにおいて蔵置能力の向上、施設の一体利用の促進による利便性、生産性の向上を図り、ターミナル運営の効率化を進めるため、ターミナル全体の基本設計に着手するとともに、コンテナフレートステーション (CFS) の設計を実施した。

さらに、六甲アイランドにおいて、高潮対策のための嵩上げ工事を実施し、RC2ターミナルは令和3年 11 月に、RS-B/Cバースは令和4年3月に、それぞれ完了した。大阪地区では、C12延伸・拡張部における施設整備に向け、国、港湾管理者、事業者との協議を進め、ゲートハウス等の施設設計に着手したほか、C2、C3ターミナルにおいて受変電設備更新工事を実施した。

一方、ソフト面ではターミナルゲート処理の迅速化を図り、より効率的なコンテナ輸

送を実現するため、新・港湾情報システム (CONPAS) の令和5年度中の阪神港での本格 運用に向けて、国、両港湾管理者、ターミナルオペレーター、海貨事業者、海上コンテナ輸送事業者等とともに新機能の開発や検討を進め、令和3年8月から9月には神戸地区PC18 ターミナルにおいて2回目の試験運用を、令和4年1月には大阪地区C10・C12ターミナルにおいて1回目の試験運用を、それぞれ実施した。

また、AIターミナルの実現を目指し、政府が主催する「港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会」に参加し、港湾物流の生産性向上を図るための検討を行った。

さらに、カーボンニュートラルポート (CNP) 形成に向け、「神戸港カーボンニュートラルポート (CNP) 検討会」にオブザーバーとして参加したほか、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の受託事業として港湾管理者及び民間企業と連携した提案が採択され、「神戸港カーボンニュートラルポート形成に向けた水素利活用モデル調査」に着手した。

#### (2) フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、新型コロナウイルス感染拡大により減少している旅客需要への対応として、両港湾管理者と連携し、各フェリー会社の広報への支援等、内航フェリーの魅力向上につながるプロモーションを実施した。

また、利用者の利便性向上を図るため、フェリー各社の船舶大型化計画にあわせたフェリーターミナルの整備を進めており、大阪南港フェリーターミナルにおいて大型船舶の投入にあわせた整備を実施した。

#### (3) 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国、両港湾管理者、大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的、機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできた。

神戸地区では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭9バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、内航フェリー埠頭3バースの管理運営を行った。

大阪地区では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭5バース及び大阪港総合流通センター等を、夢洲において、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を実施した。

また、当会社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を当会社が一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応した。

#### (4) 海外港湾の運営への参画

平成30年12月に議決権株式の2.5%を取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公社 (PAS) の株主総会にオンラインで出席した。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面研修や視察受け入れは実施できなかったものの、大型荷役機械に関する照会について情報提供を行うなど、関係強化を図った。

#### (5) 人材育成と組織づくり

将来の当会社を担う人材育成を目指し策定した社員育成方針 (キャリアプラン) に基づき、個々の社員のスキルアップや会社全体の底上げにつながる研修を実施したほか、長期的な社員育成の観点から継続して他組織への社員派遣を行った。

また、人事評価制度の取り組みをはじめ、外部委員も入れたコンプライアンス委員会の 運営等、引き続きより良い組織づくりに努めた。

#### 2 投資の状況

当事業年度の主な投資の状況は、下記のとおりである。

(単位:百万円、税込)

	地区名	内 容	実施額
	ポートアイランド	荷役機械整備 等	
貸付金事業	六甲アイランド	受変電設備改修 等	2, 809
事業	咲洲	受変電設備改修	2, 809
	夢洲	ヤード整備	
7	ポートアイランド	荷役機械改修 等	
その他事業	六甲アイランド	荷役機械改修 等	401
業	咲洲	ヤード整備	
	合	計	3, 210

### 3 損益計算書・貸借対照表

#### (1)損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、単位:円)

費用の	部	収益の	部.
科 目	金額	科 目	金額
営業費用	11,867,041,258	営業収益	14,849,756,888
業務管理費	9,040,087,977	埠頭営業収入	12,304,392,189
維持修繕費	1,016,450,700	営業雑収入	2,545,364,699
減価償却費	1,700,653,707		
租税公課	109,747,000	営業外収益	67,311,341
その他	101,874	受取利息	111,528
		有価証券利息	806,657
販売費及び一般管理費	1,531,373,822	受取配当金	22,854,376
		業務受託収入	23,409,000
営業外費用	112,424,771	その他	20,129,780
支払利息	29,885,989		
固定資産除却損	77,370,982		
その他	5,167,800		
合 計	13,510,839,851	合 計	14,917,068,229
		税引前当期純利益	1,406,228,378
		法人税、住民税及び事業税	371,960,746
		法人税等調整額	62,738,986
		当期純利益	971,528,646
		前期繰越利益剰余金	4,134,122,443
		繰越利益剰余金	5,105,651,089
※神戸市からの収入			
(1)補助金	一 千円		

(1)補助金 - 千円 (2)受託料 2,429,722千円

### (2)貸借対照表

(令和4年3月31日現在、単位:円)

資 産 の	部	 負債及び純資	·3月31日現任、単位:円) 産の部
科目	金額		金額
	12,775,496,837	(負債の部)	31,037,289,874
現金及び預金	7,392,826,770	流動負債	4,008,904,687
営業未収金	1,869,236,898	営業未払金	2,026,538,152
有価証券	2,000,000,000	1年内返済長期借入金	1,454,825,882
貯蔵品	35,578,855	未払金	178,010,061
未収入金	1,154,372,861	未払費用	7,673,777
前払費用	51,337,325	未払法人税等	254,580,800
未収消費税等	174,669,284	前受収益	9,581,508
その他	97,474,844	賞与引当金	46,545,472
		その他	31,149,035
固定資産	25,111,901,421		
有形固定資産	19,829,065,886	固定負債	27,028,385,187
建物	1,505,203,123	長期借入金	22,478,568,715
構築物	2,601,127,008	長期預り敷金保証金	4,383,690,660
機械及び装置	14,030,776,338	退職給付引当金	166,125,812
工具、器具及び備品	338,834,745		
建設仮勘定	1,353,124,672	(純資産の部)	6,850,108,384
無形固定資産	72,394,652	株主資本	6,565,651,089
ソフトウェア	28,661,768	資本金	730,000,000
施設利用権	37,643,701	資本剰余金	730,000,000
無形固定資産仮勘定	6,089,183	資本準備金	730,000,000
投資その他の資産	5,210,440,883	利益剰余金	5,105,651,089
長期性預金	1,500,000,000	その他利益剰余金	5,105,651,089
投資有価証券	2,461,673,562	繰越利益剰余金	5,105,651,089
差入敷金保証金	951,074,741	評価•換算差額等	284,457,295
長期前払費用	96,793,086	その他有価証券評価差額金	284,457,295
繰延税金資産	200,899,494		
その他	31,672,957		
貸倒引当金	△ 31,672,957		
合 計	37,887,398,258	合 計	37,887,398,258

### (参考) 損益明細書

### (1) 収入内訳表

(単位:円)

E 7	合 計	内 訳			
区分	合 計	事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営業収入	14,849,756,888	12,304,392,189	2,536,549,336	_	8,815,363
埠頭営業収入	12,304,392,189	12,304,392,189	_	_	_
営業雑収入	2,545,364,699	_	2,536,549,336	_	8,815,363
受取利息	111,528	_	_	_	111,528
有価証券利息	806,657	_	_	_	806,657
受取配当金	22,854,376	_	_	_	22,854,376
業務受託収入	23,409,000	_	23,409,000	_	_
その他	20,129,780	_	_	_	20,129,780
	14,917,068,229	12,304,392,189	2,559,958,336	_	52,717,704

### (2)支出内訳表

(単位:円)

	E /\	A =1	内 訳				
	区分	合 計	人件費	物件費	減価償却費	その他	
営	業支出	13,398,415,080	928,051,908	10,605,454,326	1,719,884,354	145,024,492	
	業務管理費	9,040,087,977	432,868,152	8,607,219,825	_	_	
	維持修繕費	1,016,450,700	_	1,016,450,700	_	_	
	減価償却費	1,700,653,707	_	_	1,700,653,707	_	
	租税公課	109,747,000		_	_	109,747,000	
	その他	101,874	_	101,874	_	_	
	販売費及び一般管理費	1,531,373,822	495,183,756	981,681,927	19,230,647	35,277,492	
支	払利息	29,885,989		_	_	29,885,989	
固	定資産除却損	77,370,982		_	_	77,370,982	
そ	の他	5,167,800		_	_	5,167,800	
		13,510,839,851	928,051,908	10,605,454,326	1,719,884,354	257,449,263	

以上により、営業収入として 148 億 4,975 万円、営業支出として 133 億 9,841 万円を計上した結果、収支差は 14 億 5,134 万円となった。

### V 令和4年度事業計画

#### 1 事業計画の概要

阪神港の港湾運営会社として、阪神港を取り巻く状況や時代の要請を的確に把握し、集 貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を進め、西日本の拠点港と して、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流機能を安定的に確保していく。特に、 コロナ禍において国際コンテナ物流が混乱している中、海外諸港に頼ることなく、我が国 企業のサプライチェーンを維持していくため、時宜に即応した取り組みを進めていく。

また、ポストコロナ時代を見据え、中長期的な視点から、時代の要請に応じ、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進やカーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた施策をステークホルダーと連携し実施するなど、今後の阪神港を支えるための新たな施策に取り組んでいく。

さらに、港勢の維持拡大に向け、時代に即した集貨、創貨施策を実施するとともに、安 定的な国際物流機能確保のため、効率的なターミナル運営を目指したコンテナターミナル の機能強化を進めていく。

これらの施策を総合的に推進し、阪神港の利便性や信頼性の向上を図る。

#### (1) 国際競争力の強化

#### ア 集貨施策の推進

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により国際物流を取り巻く環境が依然として厳 しい中、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」の活用等により、利用者ニーズに合 わせ時宜に即応した施策を引き続き実施していく。

国際基幹航路の維持、拡大に向けては、北米東岸、中南米航路の開設を主なターゲットとし、引き続き取り組みを進めていく。

集貨施策については、国際物流の混乱の影響を受けている荷主等のニーズを的確に捉え、我が国産業のサプライチェーンの維持に必要な支援を柔軟に行っていくほか、国が取り組みを進める農林水産物、食品の輸出拡大に向けた取り組みを強化していく。

また、「阪神インランドコンテナデポ滋賀みなくち」を活用したコンテナラウンドユースの推進による広域集貨、アジア広域集貨プロジェクトチームの一員としての新たな輸送トライアル、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえWEBを活用した営業活動などによる効率的、効果的なポートセールス等、様々な集貨施策に取り組んでいく。

#### 【国際戦略港湾競争力強化対策事業を活用した事業メニュー】

アジア広域ハブ機能強化事業 (内航フィーダー利用促進事業、外航フィーダー利用促進事業、接続航路誘致事業、コンテナラウンドユース促進事業)、基幹航路強化事業 (基幹航路誘致事業、航路サービス拡充促進事業)等

(財源内訳) (単位:千円)

国(補助金)	港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
614, 000	919, 000	919, 000	2, 452, 000

#### イ 創貨施策の推進

農林水産物、食品の輸出について、引き続きセミナー等を開催するほか、神戸港を活用 した果物の輸送トライアルを実施するなど、取り組みを強化していく。

また、コンテナ輸送にかかる新たな技術の活用や、新たなコンテナ貨物創出に向けた輸送トライアルに引き続き取り組んでいく。

#### ウ ターミナルの高規格化、効率化の推進

グローバルな港湾間競争が激化する中で、船社から選ばれる港であり続けるため、大型コンテナ船の着岸やコンテナ積替利便性向上に向けたバースの柔軟な利用など荷役効率化に資するターミナルの一体利用、遠隔操作 RTG の導入等ヒトを支援する A I ターミナルの実現、高規格ガントリークレーンの整備等、ターミナルの生産性を向上させる取り組みを進める。神戸港においては、港湾計画の一部変更(令和元年7月、令和3年3月)に基づくポートアイランド(第2期)地区のコンテナターミナル拡張にあわせて、効率的なターミナルの整備を引き続き実施していく。

また、新・港湾情報システム(CONPAS)の本格導入に向け、国、港湾管理者、各事業者等と連携し、令和3年3月から開始した試験運用を引き続き阪神港の主要なターミナルで実施するとともに、携帯端末を活用した新機能により、ターミナルゲート処理の迅速化や貨物情報の連携等、より効率的なコンテナ輸送の実現を推進する。

#### エ カーボンニュートラルポート (CNP) の形成

世界的な環境意識の高まりにより、国際コンテナ物流においても脱炭素への取り組みが進められている中、船社や荷主から選ばれる港であり続けるためにはカーボンニュートラルへの対応が不可欠であり、港湾運営会社として、国、港湾管理者と連携して取り組みを進めていく。

神戸港においては、水素サプライチェーン構築に向け、港湾管理者や水素関係調査の実績がある関係者と協力して荷役機械等の港湾エリアの水素ポテンシャル需要を調査するとともに、コンテナターミナルにおいて事業者が導入を進めている港湾荷役機器等への水素燃料供給システムの構築を目指し、国や港湾管理者等と連携し積極的に検討を進めていく。

#### (2) フェリー埠頭の活性化

ウィズコロナに即した輸送モードであるフェリーのプロモーション事業の実施等により、 フェリー旅客の需要喚起に引き続き取り組む。

また、フェリー埠頭の利便性の向上を図るとともに、船舶大型化等に対応したターミナルの機能向上に引き続き取り組んでいく。

#### (3) 埠頭施設の管理運営

コンテナ、ライナー、フェリーの各埠頭施設において、船舶大型化等のニーズに的確に 対応した施設整備、更新を計画的に進め、ターミナルの機能向上に引き続き取り組むとと もに、安全かつ利便性の高い埠頭施設を提供していく。

#### (4) 経営基盤の強化

長期的な収支を踏まえた事業実施や維持補修の計画的執行によるトータルコストの削減 等に取り組むとともに、適切な貸付料収入の確保等、経営基盤の強化に向けた取り組みを 進めていく。

#### (5) 海外港湾の運営等

阪神港の港湾運営会社として培ってきた経験、技術、知見を活用し、平成30年に資本参加したカンボジア王国シハヌークビル港の運営等に協力していく。特に、現地港湾運営会社からのニーズが高い人材育成の観点も含め、オンラインも活用しながら情報交換や知見等の提供を引き続き実施するほか、新コンテナターミナルの建設計画に対する技術的助言を実施するなど、積極的に取り組みを進めていく。

#### (6) 人材育成と組織づくり

当会社の社員育成方針(キャリアプラン)に基づき、短期、中長期的な観点から計画的に研修を実施し、社員個人の成長と組織の持続的成長につなげていく。

また、人事評価制度等必要な取り組みを継続して実施し、社内規程等についても全社員に浸透するよう繰り返し周知を行うなど、引き続きコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化を図り、社員が働きやすい組織づくりを進める。

### 2 事業計画

### (1)管理運営計画

令和4年度のコンテナ埠頭、ライナー埠頭及びフェリー埠頭に係る管理運営計画は、 下記のとおりである。

〈ポートアイランド コンテナ船埠頭〉

バース名	埠 頭 借 受 者	バ ー ス 総 面 積	岸 壁 水深・延長
PC-13	(株) 上 組     (株) 住 友 倉 庫	116,930 m²	-15m 350m
PC-14	(株) 日 新	123,380 m²	-15m 350m
PC-15		129,440 m²	-15m 350m -16m 350m
PC-16	(株商船三井、株)住友倉庫、山九株 ニッケル・エンド・ライオンス(株)	122,500 m²	-16m 350m
PC-17		122,500 m²	-16m 350m
PC-17南	井本商運㈱、商船港運㈱	7,000 m <sup>2</sup>	-16m 100m
PC-18	(株) 上 組、神戸メガコンテナターミナル(株)	167,240 m²	-16m 400m -15m 350m
PI-I	(株) 上 組	16,390 m²	−12m 240m
PI-J	NAY AFE	21,600 m²	-12m 240m

### 〈六甲アイランド コンテナ船埠頭〉

バース名	埠 頭 借 受 者	バ ー ス 総 面 積	岸 壁 水深・延長
RC-2	三井倉庫㈱	132,300 m²	-13m 350m
RC-4	川崎汽船㈱	259,700 m²	-14m 700m
RC-5	三菱倉庫㈱	129,850 m²	-14m 350m
RC-6	口 - ★ 元7 向八 (HF)	151,600 m²	-16m 400m
RC-7	日本郵船㈱	141,640 m²	-16m 400m
RS-B	井本商運㈱、商船港運㈱、	42,703 m²	-13m 220m
RS-C	(株)ユニエツクスNCT	29,841 m²	-13m 130m

### 〈ポートアイランド 一般外航貨物定期船埠頭〉

バース名	埠 頭 借 受 者	バ ー ス 総 面 積	岸 壁 水深・延長
PL-1	(株) 上 組	18,000 m <sup>2</sup>	-10m 200m
PL-2	日本通運㈱	18,000 m²	-10m 200m
PL-3	澁澤倉庫㈱	20,859 m²	-10m 200m
PL-4	㈱ 上 組	17,552 m²	-10m 200m
PL-5	㈱ 辰 巳 商 会	18,000 m²	-10m 200m
PL-6	㈱ 住 友 倉 庫	18,000 m²	-10m 200m
PL-7	㈱ 大 森 廻 漕 店	18,000 m²	-10m 200m
PL-8	(株) 日 新	18,200 m²	-10m 200m
PL-9	大洋運輸㈱	18,000 m²	-10m 200m
PL-10	㈱ 神 和	22,300 m <sup>2</sup>	-10m 200m
PL-11	(株) 日 新	18,000 m²	-10m 200m
PL-12	ニッケル.エンド.ライオンス(株)	18,000 m²	-10m 200m
PL-13	(株) 日 新	18,000 m²	-10m 200m
PL-14	山九㈱	18,000 m²	-10m 200m
PL-15	トレーディア(株)	18,340 m²	-10m 200m

### 〈六甲アイランド フェリー埠頭〉

バース名	埠 頭 借 受 者	バ ー ス 総 面 積	岸 壁 水深・延長
RF-1	㈱フェリーさんふらわあ	17,390 m²	-7.5m 193m
RF-2	阪九フェリー(株)	24,920 m²	-9.0m 266m
RF-3	四国開発フェリー(株)	22,690 m²	-8.5m 238m

### 〈夢洲・南港 コンテナ船埠頭〉

バース名	埠 頭 借 受 者	バ ー ス 総 面 積	岸 壁 水深・延長
C-1	㈱ 辰 巳 商 会	104,152 m²	-13.5m 350m
C-2	(株) 商 船 三 井	105,044 m²	−13.5m 350m
C-3	㈱ 辰 巳 商 会	104,610 m²	−13.5m 350m
C-4	㈱ 辰 巳 商 会	119,999 m²	-13.5m 350m
C-8	川崎汽船㈱ ㈱上組	126,062 m²	-14m 350m
C-9	三菱倉庫㈱三井倉庫港運㈱	129,959 m²	-13m 350m
C-10	夢洲コンテナターミナル(株)	165,800 m²	-15m 350m
C-11	エバーグリーンライン 夢洲コンテナターミナル(株)	175,000 m²	-15m 350m
C-12	夢洲コンテナターミナル(株)	240,000 m²	-16m 650m

#### 〈南港 一般外航貨物定期船埠頭〉

<u> </u>	1. 具物足别加坪與/		
バース名	埠 頭 借 受 者	バ ー ス 総 面 積	岸 水 深・延 長
L-1	鴻 池 運 輸 ㈱ ㈱ 住 友 倉 庫	18,000 m²	-10m 200m
L-2	(株) 日 新	18,000 m²	-10m 200m
L-3	株 上 組	18,000 m²	-10m 200m
L-4**	㈱ 辰 巳 商 会	_	-10m 250m
L-5	山 九 (株)	18,955 m²	-10m 250m
L-6	遊澤 倉庫 ㈱ 三菱 倉庫 ㈱	18,501 m²	-10m 230m
L-7	日 本 通 運 ㈱ 藤 原 運 輸 ㈱ 日鉄物流大阪 ㈱	18,505 m²	-10m 230m

※岸壁のみ管理運営

〈南港 国際フェリー埠頭〉

41141 P 15444 -	7 1-20		
バース名	埠 頭 借 受 者	バ ー ス 総 面 積	岸 壁 水深・延長
KF-1	日中国際フェリー(株)	20, 200, 2	−10m 225m
KF-2	│ (㈱サンスターライン,(㈱上組, │ 日本通運(㈱)	29,390 m²	−10m 225m

〈南港 フェリー埠頭〉

	早與/			
バース名	埠 頭 借 受 者	バ 総	ー ス 面 積	岸 壁 水 深・延 長
F-1	㈱名門大洋フェリー			-7.5m 230m
F-2	_			-6m 155m
F-3	四国開発フェリー(株)			-7.5m 250m
F-4	㈱名門大洋フェリー	-7.5m		-7.5m 250m
F-5	_			-7.5m 195m
F-6	_			-6m 155m
R-3			E0 140 m²	-10m∼-12m
R-4	㈱フェリーさんふらわあ		50,148 m <sup>2</sup>	337m
R-5			26,720 m²	-10m 183m

### (2)投資計画

令和4年度の主な投資の計画は、下記のとおりである。

(単位:百万円、税込)

	地区名	内 容	実施額
	ポートアイランド	ヤード整備 荷役機械整備 等	
貸付金事業	六甲アイランド	受変電設備改修 等	6, 589
事 業	咲洲	荷役機械整備 等	
	夢洲 ヤード整備		
	ポートアイランド	ヤード整備等	
その曲	六甲アイランド	受変電設備改修 等	2 404
の他事業	咲洲 ヤード設備改修 等		2, 404
	夢洲	ヤード整備等	
	合	計	8, 993

### 3 予定損益計算書・予定貸借対照表

#### (1) 予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、単位:千円)

費用の	部	収益の	部
科目	金額	科目	金額
営業費用	10,392,092	営業収益	12,731,234
業務管理費	6,751,682	埠頭営業収入	12,551,722
維持修繕費	1,552,375	営業雑収入	179,512
減価償却費	1,933,290		
租税公課	154,445	営業外収益	598,951
その他	300	受取利息	102
		有価証券利息	620
販売費及び一般管理費	2,081,537	受取配当金	14,968
		業務受託収入	20,790
営業外費用	592,385	その他	562,471
支払利息	31,931		
その他	560,454		
合 計	13,066,014	合 計	13,330,185
		税引前当期純利益	264,171
		法人税、住民税及び事業税	80,783
		当期純利益	183,388
		前期繰越利益剰余金	5,105,651
		繰越利益剰余金	5,289,039

※神戸市からの収入

 (1)補助金
 — 千円

 (2)受託料
 14,565千円

### (2) 予定貸借対照表

(令和5年3月31日現在、単位:千円)

資産の	部	負債及び純資	産の部
—————————————————————————————————————	金額	科 目	金額
流動資産	13,212,048	(負債の部)	37,434,637
現金及び預金	8,006,056	流動負債	5,419,614
営業未収金	399,572	営業未払金	2,940,897
有価証券	2,000,000	1年内返済長期借入金	1,623,589
貯蔵品	35,578	未払金	178,010
未収入金	1,839,892	未払費用	7,673
前払費用	51,337	前受収益	9,581
未収法人税等	99,778	賞与引当金	46,545
未収消費税等	174,669	その他	613,319
その他	605,166		
		固定負債	32,015,023
固定資産	31,256,085	長期借入金	27,443,979
有形固定資産	25,904,960	長期預り敷金保証金	4,383,690
建物	4,199,271	退職給付引当金	187,354
構築物	3,518,203		
機械及び装置	12,507,410	(純資産の部)	7,033,496
工具、器具及び備品	695,046	株主資本	6,749,039
建設仮勘定	4,985,030	資本金	730,000
無形固定資産	140,686	資本剰余金	730,000
ソフトウェア	35,516	資本準備金	730,000
施設利用権	88,082	利益剰余金	5,289,039
無形固定資産仮勘定	17,088	その他利益剰余金	5,289,039
投資その他の資産	5,210,439	繰越利益剰余金	5,289,039
長期性預金	1,500,000	評価•換算差額等	284,457
投資有価証券	2,461,673	その他有価証券評価差額金	284,457
差入敷金保証金	951,074		
長期前払費用	96,793		
繰延税金資産	200,899		
その他	31,672		
貸倒引当金	△ 31,672		
合 計	44,468,133	合 計	44,468,133

### (参考) 予定損益明細書

#### (1) 収入内訳表

(単位:千円)

	区分	合 計·	内 訳					
			事業収入	受託収入	補助金収入	その他		
営	業収入	12,731,234	12,551,722	167,834	_	11,678		
	埠頭営業収入	12,551,722	12,551,722	_	_	_		
	営業雑収入	179,512	_	167,834	_	11,678		
受	取利息	102	_	-	_	102		
有	価証券利息	620	_	_	_	620		
受	取配当金	14,968	_	_	_	14,968		
業	務受託収入	20,790	_	20,790	_	_		
そ	の他	562,471	_	_	_	562,471		
		13,330,185	12,551,722	188,624	_	589,839		

### (2)支出内訳表

(単位:千円)

F /\	A =1	内 訳					
区分	合 計	人件費	物件費	減価償却費	その他		
営業支出	12,473,629	963,969	9,381,719	1,951,580	176,361		
業務管理費	6,751,682	459,831	6,291,851	_	_		
維持修繕費	1,552,375	_	1,552,375	_	_		
減価償却費	1,933,290		_	1,933,290	_		
租税公課	154,445	_	_	_	154,445		
その他	300	_	300	_	_		
販売費及び一般管理費	2,081,537	504,138	1,537,193	18,290	21,916		
支払利息	31,931	_	_	_	31,931		
その他	560,454	_	_	_	560,454		
	13,066,014	963,969	9,381,719	1,951,580	768,746		

以上により、営業収入として 127 億 3, 123 万円、営業支出として 124 億 7, 362 万円を計上 した結果、収支差は 2 億 5, 761 万円を見込んでいる。

### Ⅵ 主要事業の推移(令和元年~令和3年)

### 1 阪神港コンテナ個数

(単位:千TEU)

			令和元年	令和2年	令和3年
		輸出	1,179	1,082	1,148
	外国貿易	輸入	1,009	959	997
		計	2,188	2,040	2,145
神戸港		移出	285	259	283
	内国貿易	移入	399	348	396
		計	684	607	679
	計		2,872	2,647	2,824
	外国貿易	輸出	968	941	962
		輸入	1,162	1,119	1,166
		計	2,130	2,059	2,128
大阪港	内国貿易	移出	239	218	216
		移入	87	82	82
		計	327	300	298
	計		2,457	2,359	2,426
	阪神港 合計		5,329	5,006	5,249

<sup>(</sup>注1)単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

<sup>(</sup>注2)令和3年の数値は速報値である。

#### 2 阪神港取扱貨物量

(単位:千トン)

			令和元年	令和2年	令和3年	
		輸出	22,927	19,979	22,664	
	外国貿易	輸入	28,586	26,283	27,463	
		計	51,514	46,262	50,126	
神戸港		移出	17,879	15,387	16,587	
	内国貿易	移入	24,615	21,235	23,561	
		計	42,495	36,622	40,148	
	計		94,009	82,884	90,274	
	外国貿易	輸出	9,014	8,362	8,849	
		輸入	26,656	25,913	26,537	
		計	35,670	34,274	35,386	
大阪港	内国貿易	移出	21,908	20,337	21,536	
		移入	27,612	25,935	27,784	
		計	49,520	46,272	49,320	
	計		85,189	80,547	84,706	
	阪神港 合計		179,198	163,431	174,980	

(注1)単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2)令和3年の数値は速報値である。

#### ※内国貿易のうち、フェリー貨物分

(単位:千トン)

			令和元年	令和2年	令和3年
	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	12,885	10,620	11,556
神戸港		移入	15,281	13,051	14,507
		計	28,166	23,671	26,062
	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	15,555	14,350	15,114
大阪港		移入	16,949	15,997	16,938
		計	32,504	30,347	32,051
	阪神港 合計		60,670	54,018	58,113

(注1)単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2)令和3年の数値は速報値である。

### 3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績

		令和元年	令和2年	令和3年
神戸港	入港隻数(隻)	2,646	2,588	2,662
大阪港	入港隻数(隻)	1,777	1,771	1,794
阪神	港合計	4,423	4,359	4,456
		令和元年	令和2年	令和3年
神戸港	旅 客(人)	851,221	408,476	429,596
大阪港	旅 客(人)	1,089,526	511,847	516,443
阪神	港合計	1,940,747	920,323	946,039
		令和元年	令和2年	令和3年
神戸港	車 両(台)	511,435	388,419	428,970
大阪港	車 両(台)	593,481	500,048	526,124
阪神	港合計	1,104,916	888,467	955,094

<sup>(</sup>注)令和3年の数値は速報値である。

### (参考) 財務状況推移

(単位:千円)

						(単位・1円)
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	R 2→ R 3増減
	営業利益		920, 733	819, 674	1, 451, 341	631, 667
	営業収益		14, 196, 469	12, 388, 716	14, 849, 756	2, 461, 040
	Ę	営業費用	13, 275, 736	11, 569, 042	13, 398, 415	1, 829, 373
		うち販売費及び一般管理費	1, 272, 431	2, 025, 720	1, 531, 373	△ 494, 347
		うち人件費	895, 767	910, 250	928, 051	17, 801
七二		うち減価償却費	2, 024, 316	1, 672, 024	1, 719, 884	47, 860
損益	営業タ	<b>小利益</b>	84, 645	25, 198	△ 45, 113	△ 70, 311
計	Ę	営業外収益	151, 784	61, 378	67, 311	5, 933
算書	Ę	営業外費用	67, 139	36, 180	112, 424	76, 244
		うち支払利息	33, 107	31, 535	29, 885	△ 1,650
P /	経常和	刊益	1, 005, 378	844, 873	1, 406, 228	561, 355
Ţ	特別和	刊益	0	0	0	0
	#	寺別利益	0	0	0	0
	#	寺別損失	0	0	0	0
	法人税等		307, 433	262, 894	434, 699	171, 805
	当期純利益		697, 944	581, 978	971, 528	389, 550
	前期繰越利益剰余金		2, 854, 198	3, 552, 143	4, 134, 122	581, 979
	繰越利益剰余金		3, 552, 143	4, 134, 122	5, 105, 651	971, 529
	資産合計		34, 446, 805	36, 069, 476	37, 887, 398	1, 817, 922
	流動資産 固定資産		14, 124, 577	15, 495, 192	12, 775, 496	△ 2,719,696
			20, 322, 228	20, 574, 283	25, 111, 901	4, 537, 618
		うち建物	1, 242, 069	1, 331, 800	1, 505, 203	173, 403
貸	負債合計		29, 266, 588	30, 296, 594	31, 037, 289	740, 695
借対	ð	<b>流動</b> 負債	4, 047, 673	4, 657, 228	4, 008, 904	△ 648, 324
照		うち短期借入金	1, 077, 069	1, 289, 452	1, 454, 825	165, 373
表(	Ē	固定負債	25, 218, 915	25, 639, 366	27, 028, 385	1, 389, 019
В		うち長期借入金	20, 853, 847	21, 124, 394	22, 478, 568	1, 354, 174
/ S	純資産合計		5, 180, 217	5, 772, 882	6, 850, 108	1, 077, 226
ت ا	杉	朱主資本	5, 012, 143	5, 594, 122	6, 565, 651	971, 529
		資本金	730, 000	730, 000	730, 000	0
		資本剰余金	730, 000	730, 000	730, 000	0
		利益剰余金	3, 552, 143	4, 134, 122	5, 105, 651	971, 529
]	計	平価換算差額等	168, 073	178, 759	284, 457	105, 698

<sup>※</sup> 表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

# (参考) 埠頭位置図



■凡例 Legend